

職場における熱中症対策の罰則付き義務化について

今般、令和6年の職場における熱中症の発生状況(1月7日現在の速報値、別添資料)が公表されました。死亡災害含む休業4日以上死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっており、2022年以降は右肩上がりとなっています。

業種別では、製造業の227件が最も多く、建設業は次いで216件、これらの2業種で全体の約4割を占めており、死亡者数では建設業が最も多い8人となっています。

厚生労働省は、夏季に屋外で作業する等、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う事業者に対して、熱中症のおそれのある労働者等を早期に発見し、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送等につなげられるよう、事業場ごとの報告体制の整備、これらの実施手順の作成、関係労働者への周知等を罰則付きで義務付けるよう労働安全衛生規則を改正しました(令和7年4月15日公布、同年6月1日施行)。つきましては、改正された以下の取り組みを各協力会社(事業者)の皆さまには、別添資料も参考に適切に実施していただくようお願いいたします。

なお、危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を同一の作業場において、労働者以外(一人親方)の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、以下の措置の対象に含める。適切に対応ください。

(1)「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

(2)熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。

※参考となるリーフレットにフロー図が2つ示されていますが、あくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容で作成してください。また建災防でも今回の義務化を満たすポスター(25ページ参照)が推奨されていたので参考(別添資料⑦)に添付しておきます。

【添付資料】

① [職場における熱中症対策の強化について\(リーフレット\).pdf](#)

② [STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン\(職場における熱中症予防対策\)](#)

③ [【PDF】令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱\[469KB\]](#)

④ [【PDF】「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」\(速報値\)\[319KB\]](#)

⑤ [働く人の今すぐ使える熱中症ガイド／厚生労働省 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

⑥ [マニュアルダウンロード | 職場における熱中症予防情報 \(mhlw.go.jp\)](#)

⑦ [建災防\(熱中症対策用品 25 ページ\)安全衛生図書・用品カタログ](#)